



©宮城県・旭プロダクション



セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

セーフティ123に参加されているみなさん！宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

事故事例から学ぶ安全運転 テーマ 「飛び出す」

【事故概要】

直進していたクルマが、狭い道路から飛び出してきた自転車に乗った子どもと衝突した。

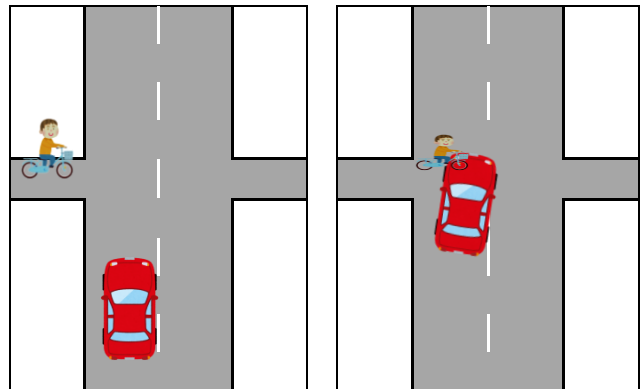
ドライバー語録

「なんか、急に自転車に乗った子どもが飛び出してきて、避けきれずに接触しちゃったんですよ。」

「こっちの道路の方が広いから優先でしょ？」

「狭い道から飛び出すなんてダメだよな。」

「一時停止しなきゃ。」



子どもだけではなかった！

自転車で飛び出す役を子どもに演じてもらいましたが、実際は、自転車で飛び出すのは子どもだけではありません。今年の県内の自転車事故による死傷者は、15歳から19歳が最も多く、次いで高校生、65歳以上の高齢者の順となり、小中学生等は少数派と言えます。

子どもが飛び出すという想定ですと、特に昼間や夕方の時間帯に注意をしなければと考えがちですが、実際には、通勤・通学時間帯である朝方にも十分な注意が必要です。つまり、1日中注意が必要なのです。



加害者にならないために、右足をブレーキペダルに乗せよう

左右を確認せず飛び出した自転車が悪いにしても、結局クルマはいくらかの割合で「加害者」になります。では、「加害者」にならないためにはどうしたらいいでしょうか。

右足をブレーキペダルに乗せておきましょう。オートマチック車全盛の世の中、アクセルを踏まなくてもクルマは前に進みます。自転車の飛び出しに気づいてブレーキを踏んでも、止まるまでには時間がかかります。つまり、手遅れです。

「すぐにも踏みこめるぞ！」そうです、その意気です（急ブレーキは危険です）。

また、これからの年末にかけて、夕暮れの時と夜間に交通事故が多発する時期を迎えます。ドライバーの皆さんは、車のライトを早めに点灯（午後4時ライトオン）し、「相手方に自分の存在をアピール」、「早く相手方を発見」して、交通事故から自分を守りましょう。

「運転記録証明書」って？ 「SDカード」って何？

●この「セーフティ123通信（第6号）」の発行日10月15日は「セーフティ123」の実施期間最終日です。無事故無違反を継続されている方も、そうでない方も、実施期間が終わったと油断することなく、これからも無事故無違反で過ごして行きましょう。

▲さて、本号では、実施期間終了後、参加者全員に郵送される「運転記録証明書」について説明いたします。「運転記録証明書」は、自動車安全運転センター宮城県事務局長が、「運転記録証明書」の証明日（発行日）から過去1年間、3年間又は5年間の交通違反、交通事故、運転免許の行政処分の記録を証明するもので、ドライバーの安全運転の励みや安全運転管理者の安全運転管理等に活用されています。

「セーフティ123」の実施期間中に無事故無違反だった参加者の方には、「運転記録証明書」の備考欄に、その旨が記載されています。

運転記録証明書の見本

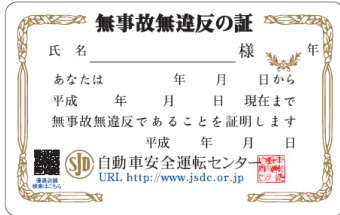
○ ○ ○ ○ 席		登録番号
運転記録証明書		
氏名	○ ○ ○ ○	
生年月日	○年○月○日生	
免許証番号	□□□□□□□□	
行政処分の種類	回数	累積点数
年 月 日	内 容	点数
平成13年7月10日	安全運転義務違反(軽微事故)	8点
平成13年8月15日	停止30日(期間20日)	**
平成14年5月10日	積欠納税(青色簿)	2点
平成15年1月15日	速度超過(20以上25未満)特定	2点
	以下空白	
備 考		
平成15年4月1日現在の過去3年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。		
平成 年 月 日		
自動車安全運転センター ○○○事務局長		

*上記の見本は、実物を基に作表したものです。

【「SDカード（1年）」見本】 （表面）



（裏面）



■「運転記録証明書」の証明日以前の1年以上が無事故無違反の参加者の方には、「運転記録証明書」と一緒に「SD（エスティ）カード」が同封されています。「SDカード」は、安全運転者（Safe・Driver）であることの誇りと自覚を象徴するもので、引き続き模範的な運転をされるようにとの願いを込めて、お渡ししているものです。

このカードは、無事故無違反の期間によって色が異なる4種類があり、裏面は「無事故無違反の証」になっています。

SDカードは、安全運転への取組に賛同するSDカード優遇店で提示すると、割引や優遇特典を受けることができます。

SDカード優遇店の詳細は、「自動車安全運転センターホームページSDカード優遇店検索」をご覧くださいか、「自動車安全運転センター宮城県事務所電話番号022（373）7171」にお問い合わせください。

交通事故に遭われた方々へ

交通事故で発生した損害賠償問題などのご相談を受けております。お気軽にご利用ください。

交通事故 相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。）
相談窓口 弁護士法律相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）

窓口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日
大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	0224-53-3111 内線241	4月・7月・10月・1月の 第3金曜日
北部地方振興事務所 県民サービスセンター	0229-91-0701 内線216	5月・8月・11月・2月の 第3水曜日
北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-22-2111 内線280	6月・9月・12月・3月の 第3木曜日
東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-6111 内線294	5月・8月・11月・2月の 第3火曜日
東部地方振興事務所 県民サービスセンター	0225-95-1411 内線3040	4月・7月・10月・1月の 第3水曜日
気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	0226-24-3186	6月・9月・12月・3月の 第3水曜日